

報道関係者 各位

平成 25 年 8 月 8 日

【照会先】

労働基準局監督課（内線 5423）

課長 美濃 芳郎

副主任中央労働基準監察監督官 鈴木 伸宏

中央労働基準監察監督官 梶原 慎志

労働基準局労働条件政策課賃金時間室（内線 5373）

大臣官房参事官 里見 隆治

室長補佐 小泉 貴人

職業安定局派遣・有期労働対策部

若年者雇用対策室（内線 5775）

室長 牛島 聡

室長補佐 高西 盛登

<代表・直通電話>

（代表番号） 03(5253)1111

（監督課直通） 03(3595)3202

（賃金時間室直通） 03(3502)6757

（若年者雇用対策室直通） 03(3597)0331

若者の「使い捨て」が疑われる企業等への取組を強化

厚生労働省は、若者の「使い捨て」が疑われる企業等が社会で大きな問題となっていることを受けて、以下の3点を取組の柱とし、具体的な対策を行っていきます。

1 長時間労働の抑制に向けて、集中的な取組を行います。

9月を「過重労働重点監督月間」とし、若者の「使い捨て」が疑われる企業等に対し、集中的に監督指導等を実施

2 相談にしっかり対応します。

9月1日に全国一斉の電話相談を実施

3 職場のパワーハラスメントの予防・解決を推進します。

一層の周知啓発の徹底

<具体的な取組>

[1 長時間労働の抑制に向けた、集中的な取組を行います]

(1) 若者の「使い捨て」が疑われる企業等に対し、重点的な監督指導を実施します。

本年 9 月を「過重労働重点監督月間」として、集中的な取組を行います。

- ① 労働基準監督署及びハローワーク利用者等からの苦情や通報等を端緒に、離職率が極端に高いなど若者の「使い捨て」が疑われる企業等を把握し、監督指導を集中的に実施。

【重点確認事項】

- * 時間外・休日労働が 36 協定の範囲内であるかについて確認し、法違反が認められた場合は是正指導。
- * 賃金不払残業(サービス残業)がないかについて確認し、法違反が認められた場合は是正指導。
- * 長時間労働者については、医師による面接指導等、健康確保措置が確実に講じられるよう指導。

- ② ①以外にも、過重労働があり、労働基準関係法令違反の疑いがある企業等に対して、重点的な監督指導を実施。

- ③ ①の監督指導の結果、法違反の是正が図られない場合は、是正が認められるまで、ハローワークにおける職業紹介の対象としない。

(2) 過労死等事案を起こした企業等について、再発防止の取組を徹底させます。

- 脳・心臓疾患等に係る労災請求が行われた企業等について、法違反の是正確認後も、フォローアップのための監督指導を実施することにより、再発防止の取組を徹底。

(3) 重大・悪質な違反が確認された企業等については、送検し、公表します。

[2 相談にしっかり対応します]

(1) 9月1日(日)に、若者の「使い捨て」が疑われる企業等に関する『電話相談』を実施します。

| | | | |
|-----------|---|---------|-------|
| 【フリーダイヤル】 | | なくしましょう | ながい残業 |
| 0120 | - | 794 | - 713 |

- * 労働基準法の施行日である9月1日(日)に、全国8ブロックで電話相談を実施。
- * 若者の「使い捨て」が疑われる企業等に関する相談を踏まえ、労働基準関係法令違反が疑われる企業等に監督指導を実施。

(2) 9月2日以後も、「総合労働相談コーナー」、「労働基準関係情報メール窓口」で相談や情報を受け付けします。

- 9月2日以後も、都道府県労働局や労働基準監督署等にある「総合労働相談コーナー」や、厚生労働省のホームページ内にある「労働基準関係情報メール窓口」で相談や情報を受付。

* 労働基準関係情報メール窓口

http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/mail_madoguchi.html

(3) 新卒応援ハローワークでも相談体制を強化します。

- 新卒応援ハローワークにおいて、若者の「使い捨て」が疑われる企業等の情報や相談を受け付け、労働基準法等の違反が疑われる企業等については労働基準監督署に情報提供。労働基準監督署は、その情報の内容を踏まえ、監督指導を実施。

[3 職場のパワーハラスメントの予防・解決を推進します]

パワーハラスメント(パワハラ)によって若者を使い捨てにすることをなくすべく、労使をはじめ関係者に幅広く周知・啓発します。

- ポータルサイト「あかるい職場応援団」を通じ、パワハラの実例の解説、パワハラ対策に取り組んでいる企業を紹介

- パワハラ対策の必要性等を分かりやすく説明したポスター、リーフレット等を作成し、全国の行政機関等で掲示・配布
 - * 取組1の監督指導の際にも配布
- 参加者の実務に活用することのできる、全国規模でのセミナーの実施（平成25年10月以降、順次実施）
- パワーハラスメント対策の好事例集等の作成、周知（平成25年10月以降）

(参考)

労働基準関係法令に違反する疑いがある企業等に対するこれまでの取組

- 1 労働基準監督機関においては、年間約 17 万 3 千件を超える企業等に対し、監督指導等を実施して、労働基準関係法令違反の是正を図っている。
- 2 労働基準関係法令に違反する疑いがある企業等に対しては、主体的かつ、計画的に監督指導を実施し、違法な時間外労働時間や賃金不払残業等については是正を指導してきた。平成 24 年も、年間約 13 万件を超える企業等に対し、計画的に監督指導を実施し、労働時間関係違反約 2 万 8 千件、割増賃金関係違反約 2 万件の指導を行っている。
- 3 また、上記 2 に加えて、労働者から具体的な権利救済を求めて申告がなされた事案（約 3 万 1 千件）に対しても、監督指導を実施し、必要な指導を行ってきたところである。
- 4 さらに、法違反の是正の有無を確認するために、必要に応じ、年間約 1 万 3 千件の再監督を実施している。
- 5 重大・悪質な違反を行った企業等に対しては、司法処分（平成 24 年 1,133 件）により厳正に対処し、原則として、公表を行っている。

監督業務実施状況

○監督種別別監督指導件数

| | 定期監督等 ⇒P7 | 申告監督 ⇒P7 | 再監督 | 臨検監督計 |
|-------|-----------|----------|--------|---------|
| 平成22年 | 128,959 | 33,077 | 12,497 | 174,533 |
| 平成23年 | 132,829 | 29,442 | 13,261 | 175,532 |
| 平成24年 | 134,295 | 25,418 | 13,807 | 173,520 |

(注) 1 「定期監督等」とは、毎月一定の計画に基づいて実施する定期監督のほか、労働災害に係る原因究明及び同種災害の再発防止等のために行う災害時監督、災害調査を含むもの。

2 「申告監督」とは、労働者からの申告に基づいて実施する監督のことである。

3 「再監督」とは、法違反の是正の有無を確認するために行う監督のことである。

定期監督等実施状況・法違反状況

| 年 | 事項 | 定期監督等 実施事業場数 | 違反事業場数 | 違反率 | 違反状況 | | |
|-------|----|-----------------|--------|-------|----------------------|---------------------------|-------------------|
| | | | | | 労働条件の明示 (労基法第15条) | 労働時間 (労基法第32条・ 40条) | 割増賃金 (労基法第37条) |
| 平成22年 | | 128,959 | 86,075 | 66.7% | 14,816 | 28,691 | 21,826 |
| 平成23年 | | 132,829 | 89,586 | 67.4% | 14,808 | 29,412 | 21,143 |
| 平成24年 | | 134,295 | 91,796 | 68.4% | 14,415 | 28,726 | 20,156 |

- (注) 1 「違反事業場数」欄は、何らかの労働基準関係法令の違反が認められた事業場数である。
 2 「違反状況」欄は、当該事項について違反が認められた事業場数である。(労基法＝労働基準法)

申告処理状況

| 年 | 事項 | 当年受理件数 | 申告監督実施 事業場数 | 違反事業場数 | 違反率 | 主要申告事項 | |
|-------|----|--------|----------------|--------|-------|--------|-------|
| | | | | | | 賃金不払 | 解雇 |
| 平成22年 | | 38,148 | 33,077 | 23,624 | 71.4% | 31,852 | 6,945 |
| 平成23年 | | 35,263 | 29,442 | 21,371 | 72.6% | 29,823 | 6,387 |
| 平成24年 | | 31,352 | 25,418 | 18,265 | 71.9% | 26,834 | 5,248 |

- (注) 1 「主要申告事項」は、重複がありうる。
 2 「違反事業場数」は、申告事項に係る違反が認められた事業場数である。

労働基準法・最低賃金法違反送検事件状況(平成22年～24年)

| | 送検件数合計 (※1) | 労働基準法等違反件数 (全件数に占める割合) | | | |
|-------|-----------------|---------------------------|----------|----------|----|
| | | 第24条(※2) 最賃法第4条 | 第32条(※2) | 第37条(※2) | |
| | | 賃金の支払 | 労働時間 | 割増賃金 | |
| 平成22年 | 1,157 (100%) | 589 (50.9%) | 412 | 38 | 37 |
| 平成23年 | 1,064 (100%) | 522 (49.1%) | 361 | 36 | 38 |
| 平成24年 | 1,133 (100%) | 515 (45.5%) | 344 | 36 | 39 |

(※1) 一事案で複数の被疑条文がある場合には、その主たる被疑条文により件数を計上している。

(※2) 賃金・労働時間の件数を抜粋して計上しているため、これらの件数の合計と労働基準法違反件数とは一致しない(労働基準法違反件数には、賃金・労働時間以外の違反の件数も含まれる)。

賃金不払残業に係る是正支払の状況

1 対象事案

平成23年4月から平成24年3月までの間に、定期監督及び申告に基づく監督等を行い、その是正を指導した結果、不払になっていた割増賃金が支払われたもののうち、その支払額が1企業で合計100万円以上となったもの。

2 割増賃金の是正支払の状況

是正企業数は**1,312企業**、対象労働者数は**117,002人**、支払われた割増賃金の合計額は**145億9,957万円**である。企業平均では1,113万円、労働者平均では12万円である。

そのうち、1企業で1,000万円以上の割増賃金が支払われた事案をみると、是正企業数は**117企業**（全体の8.9%）、対象労働者数は**44,319人**（全体の37.9%）、支払われた割増賃金の合計額は**83億223万円**（全体の56.9%）である。企業平均では7,096万円、労働者平均では19万円である。

3 業種別等の状況

企業数及び対象労働者数では商業、支払われた割増賃金額では建設業が最も多くなっている。

1企業での最高支払額は、26億8,844万円（建設業）で、次いで9億8,207万円（金融業）、7億5,687万円（小売業）の順である。

<参考>

○ 平成15年4月から平成24年3月までの9年間における状況

支払われた割増賃金額の企業平均は1,366万円、労働者平均は13万円である。

そのうち、1企業で1,000万円以上の割増賃金が支払われた事案をみると、企業平均は6,567万、労働者平均は16万円である。